



# 宮崎県公報

平成20年10月23日(木曜日) 第2027号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

### 規則

○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(会計課) 1

### 告示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………(障害福祉課) 1
- 民有林の保安林の指定予定(6件)……………(自然環境課) 1
- 道路の区域の変更(2件)……………(道路保全課) 3
- 宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示……………(都市計画課) 3

○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 3

### 公告

- 准看護師試験の実施……………(医療業務課) 3
- 宮崎県労働委員会補欠委員の推薦手続……………(労働政策課) 4
- 県営土地改良事業に係る換地計画の策定……………(農村整備課) 6
- 公共測量終了の通知……………(管理課) 6

### 公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習(追加講習)の実施について……………6

### 選挙管理委員会告示

○公職選挙法等執行規程の一部を改正する告示……………7

## 規則

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月二十三日

宮崎県知事 東国原 英夫

### 宮崎県規則第六十三号

#### 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年宮崎県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中57を52とし、57から56までを61から60までとし、56の次に次のように加える。

- 157 准看護師再教育研修手数料
- 158 准看護師再教育研修修了登録申請手数料
- 159 准看護師再教育研修修了登録証書換え交付手数料
- 160 准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 宮崎県告示第786号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成20年10月23日

宮崎県知事 東国原 英夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
橋口 昭大	社団法人八	都城市	神経内科	平成20年10

	日会藤元早 鈴病院			月1日
三橋 龍馬	県立日南病院	日南市	整形外科	平成20年10 月1日
樋口 誠二	県立日南病院	日南市	整形外科	平成20年10 月1日
首藤 敏秀	医療法人泉 和会千代田 病院	日向市	整形外科 ・リウマ チ科	平成20年10 月1日
村原 貴史	宮崎大学医 学部附属病 院	清武町	内科	平成20年10 月1日
金丸 隆幸	医療法人聖 山会川南病 院	川南町	外科	平成20年10 月1日

### 宮崎県告示第787号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年10月23日

宮崎県知事 東国原 英夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字大中尾 163-49
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - A 次の森林については、主伐は択伐による。

字大中尾 163-49 (次の図に示す部分に限る。)  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 788号**

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。  
 平成20年10月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字松尾字石原1625-38、1625-39、大字下福良字桑木原 177-47、字佐礼1686-1、1686-2、1731-10、1733-55
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。  
 字桑木原 177-47・字佐礼1731-10 (以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。)
    - イ 次の森林については、主伐は択伐による。  
 字石原1625-38・1625-39・字桑木原 177-47・字佐礼1686-1・1733-55 (以上 5 筆について、次の図に示す部分に限る。)
    - ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 789号**

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。  
 平成20年10月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字下水流 140-24
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
 字下水流 140-24 (次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 790号**

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。  
 平成20年10月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字一氏字楸ヶ平 863-6・863-7・863-33・863-35 (以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 791号**

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。  
 平成20年10月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字本城字野地 3-8 から 3-11 まで、4-1、4-2、4-7、5、6、8、8-乙-ロ、10、13、21
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
 字野地 4-1 (次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並び

に串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 792号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年10月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字高サレ2561-12、字尾立山3157-2、3157-7から3157-9まで、3157-11から3157-13まで、3157-15、3157-17、3157-19、字並松4686-1、4687-1、字タブノキ5195-1、字石ノ内5431-1、字柳ノ迫7815-1、字茸ノ木谷8146、字シカキ谷8342-3、8342-5、字釜土8668-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。字タブノキ5195-1・字石ノ内5431-1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は択伐による。字シカキ谷8342-3（次の図に示す部分に限る。）、8342-5、字タブノキ5195-1・字釜土8668-1・字高サレ2561-12・字石ノ内5431-1・字茸ノ木谷8146・字尾立山3157-2・字並松4686-1・4687-1（以上8筆について、次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。  
オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 793号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年10月23日から平成20年11月6日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年10月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
241	県道	延岡インター線	延岡市野地町5丁目21番1地先から同市野田町6063番3地先まで	旧	11.6 ~ 86.9	1050.7
				新	11.6 ~ 71.4	

宮崎県告示第 794号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年10月23日から平成20年11月6日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年10月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
339	県道	塩鶴木崎線	宮崎市大字鏡洲字丸野835番6地先から同市同大字同字835番6地先まで	旧	19.4 ~ 24.4	28.0
				新	19.4 ~ 22.2	

宮崎県告示第 795号

宮崎県野外活動条例の規定により知事が指定する禁止物件「禁止物等（平成5年宮崎県告示第1611号）」の1節を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成20年10月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

五の表国連10号の項中「国連118号」を「延岡市道無蔵川鳴瀬」に改める。

宮崎県告示第 796号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年10月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定年月日
			幅員	延長	
(西臼杵) 20-1	田崎サキ子	西臼杵郡高千穂町大字三田井字田口野 872-8	5.00	81.3	平成20年10月8日

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第 203号）第18条の規定により、平成20年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成20年10月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 試験の日時  
平成21年2月20日（金曜日）  
午後1時30分から午後4時00分まで
- 2 試験の場所

宮崎市古城町丸尾 100番地  
学校法人大淀学園 宮崎産業経営大学

3 受験願書の受付期間

平成21年1月6日(火曜日)から1月13日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)。郵送の場合は、1月13日付けの消印のあるものまで有効とする。

4 その他

詳細については、最寄りの保健所若しくは都城市健康長寿課又は宮崎県福祉保健部医療薬務課(電話0985(26)7450)に問い合わせること。

---

第37期宮崎県労働委員会使用者委員(甲斐勝利)から辞意の表明があったため、労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第3項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により補欠の使用者委員を任命するので、委員の候補者を推薦しようとする使用者団体は、次により推薦してください。

平成20年10月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 任命する補欠委員の数

使用者委員 1人

2 推薦できるものの資格

使用者委員の候補者を推薦する資格のあるものは、宮崎県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の主要な部分である使用者団体であること。

3 推薦される候補者の資格等

労働組合法第19条の12第6項で準用する同法第19条の4第1項の規定に該当しないこと。

なお、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第104条、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条、国会法(昭和22年法律第79号)第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第6条等の法令により兼職の制限又は禁止の規定のあることに注意すること。

4 推薦する委員の候補者数

候補者の数は、制限しない。

5 推薦期間

平成20年10月23日(木曜日)から平成20年11月7日(金曜日)まで

6 推薦の方法

推薦書(別記様式)に所定事項を記載し、宮崎県商工観光労働部労働政策課、宮崎県日南県税・総務事務所、宮崎県都城県税・総務事務所又は宮崎県延岡県税・総務事務所に提出すること。

別記様式

## 推 薦 書

年 月 日

宮崎県知事 東国原 英 夫 殿

所在地

団体名

代表者氏名

㊞

第37期宮崎県労働委員会の補欠委員（使用者委員）の候補者として、次の者を推薦します。

(ふりがな) 氏 名	年 齢	所 属 団 体 名 及 び そ の 地 位	備 考

(注)

- 1 委員候補者1人につき、履歴書1通を添付すること。  
なお、労働者委員の候補者の履歴事項には、労働組合歴及び一般職歴を記載すること。
- 2 労働組合が推薦団体の場合には、宮崎県労働委員会の資格証明書の写真の写しを添付すること。

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第89条の 2 第 1 項の規定により、小山田地区県営土地改良事業 (宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業) に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

策定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成20年10月23日から平成20年11月21日まで

3 縦覧場所

宮崎市高岡総合支所

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、平成20年宮崎県公報第1983号により公告した公共測量 (新田原飛行場及びその周辺地形図作成) が平成20年 9 月18日終了した旨、防衛省九州防衛局熊本防衛支局長から通知があった。

平成20年10月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第25号

警備業法 (昭和47年法律第 117号。以下「法」という。) 第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成20年10月23日

宮崎県公安委員会委員長 田 代 知 代

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務区分	講 習 の 実 施 日
追加取得講習	3号警備業務	平成20年12月2日(火)から12月4日(木)まで

定員は、30人とする。

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎地域職業訓練センター 電話0985-58-1554

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務区分	提 出 日 時
3号警備業務	11月4日(火)から11月7日(金)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

- ア 受講申込書 (受講申込者の写真 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの) を貼り付けたもの)
- イ 資格者証又は講習修了証明書の写し (追加取得講習受講者に限る。)

ウ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2 の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2 の(2)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の写し

(ウ) 2 の(3)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2 の(4)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証の写し

(オ) 2 の(5)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
追加取得講習	3号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用する。
- (2) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係 (電話代表0985-31-0110) に行うこと。

**選挙管理委員会告示**

公職選挙法等執行規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成二十年十月二十三日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 一

**宮崎県選挙管理委員会告示第四十二号****公職選挙法等執行規程の一部を改正する告示**

公職選挙法等執行規程（昭和五十八年宮崎県選挙管理委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第六十一条の五第二項中「次項」を「第三項」に改め、「といふ。」を「の下に「使用又は作成の実績に基づき作成し、」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第十三条第一項第四号に規定する四けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

第六十一条の六中「燃料供給業者又は」を「当該使用証明書等のはかに、燃料供給業者にあつては、第六十一条の三第二項の確認書及び前条第二項に規定する書面の写し、」に改め、「当該使用証明書等のはかに」を削る。

別記第二十四号の様式を次のように改める。

第二十四号の二様式 (第五十九条関係)

(その四) 衆議院比例代表選出議員選挙の名簿届出政党等の名称等の揭示  
(投票所内のその他の適当な箇所における揭示)

何年何月何日執行 衆議院比例代表選出議員選挙 衆議院名簿届出政党等名称等揭示 何市(町村)選挙管理委員会									
衆議院名簿届出 政党等の名称 (ふりがな)									
衆議院名簿届出 略称 (ふりがな)									
衆議院名簿掲載者の氏名及び 当選者となるべき順位	順位			順位			順位		
		(ふりがな) 氏名		(ふりがな) 氏名		(ふりがな) 氏名		順位	
備考 1 文字は黒色とし、かい書で明瞭に記載しなければならぬ。 2 衆議院名簿届出政党等の名称等の揭示は、公職選挙法第七十五条第三項の規定により定められた順序に従い、上から行うものとする。 3 「衆議院名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「衆議院名簿掲載者の氏名」については縦書きとしてふりがなを付し、「当選人となるべき順位」については横書きとすること。									



3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別記様式11(四)の「総括(その1)」(別記様式11)の次のように改める。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額(イ)	基準限度額(ロ)	請求金額	備考
年 月 日		円 × = 円			
年 月 日		円 × = 円			
計		円	円	円	

- (注) 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。  
 2 「請求金額」欄には、(イ)の(計)欄又は(ロ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。  
 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。  
 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(イ)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

別記様式11(四)の「総括(その1)」の「選挙運動用ポスター」を「ポスター」とし

「5 銀行名、預金種別、口座番号及び口座名義人

銀行名	銀行		支店
当座・普通	口座番号		
フリガナ	口座名義人		

「5 金融機関名、預金種別、口座番号及び口座名義人

金融機関名	本・支店名
金融機関コード	支店コード
預金種別	口座番号
フリガナ	口座名義人

改める。

附 則

この告示は、公衆の日から施行する。